

# 坂井市立丸岡中学校いじめ防止基本方針

平成29年4月1日 策定

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

『福井県いじめ防止基本方針』より

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気を持って行動できる生徒を育成することを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、生徒が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、家庭、地域、関係機関と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

## 3 いじめの防止等のための具体的取組み

- (1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」生徒を育てる教育

### ○学級づくりの充実

郷土の教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、文化・芸術・スポーツ活動などを通して、生徒一人一人の多面的な能力を引き出し、ほめて育てる教育をすすめ、生徒同士が互いの良さを認め合う人間力を高めます。

また、発達障がい等問題を抱えている生徒に寄り添い、障がいへの理解や互いの個性や人格を認め合い、間違ったり失敗したりしても許される温かい学級づくりを進めます。

## ○人権教育の推進

本校の人権教育全体計画に基づき、偏見や差別を許さず、人権意識の啓発に努め、人権尊重の考え方を徹底します。互いの価値を認め、豊かな人間性や社会性を育みます。

## ○道徳教育の推進

道徳の時間を中心に、あらゆる教育活動を通じて、生徒の発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

## ○体験学習の充実

職業体験、【丸中チャレンジ21】につながる福祉・ボランティア活動等、生徒の「地域参加活動」を通して、社会の様々な人との心の触れ合いを体感させることで、共に活動することの喜びと感動を与えます。

## ○言語活動の充実

授業中の意見発表や話し合い活動を中心に、生徒会活動・学級会活動等、様々な特別活動や部活動の場面で、自分の思いや考えを表現し伝え合えるスキル（コミュニケーション能力）を育てることで、生徒間の相互理解を深め、自己有用感を高めます。

## ○責任感、連帯感、達成感を育てる特別活動の充実

学校行事はじめ生徒会活動、係活動、部活動等楽しく主体的に取り組めるよう「よかったシャワー」など認め励ます支援を通して責任感、連帯感、達成感を醸成します。

## (2) いじめの未然防止

### ○すべての生徒にとって「楽しく分かる授業」に向けた取組

- ・あいさつ、ベル席、準備物、話を聞く姿勢、返事などをていねいに指導し、楽しく学ぶための基礎となる**授業規律を確立**します。
- ・生徒が自ら考え、判断し、自分の意見を自由に発言し合い、**皆で尊重しあえる授業づくり**に努めます。
- ・「**生徒による授業評価**」を取り入れ、授業改善に活かします。
- ・「SASA」「全国学力学習状況調査」の分析を速やかに行い、授業改善に活かします。
- ・**授業公開、研究授業**を積極的に行い、授業力の向上を図ります。
- ・タブレット端末、PC、教材提示装置、デジタル教科書等の**ICT機器**を活用した、分かりやすい授業の在り方を実践研究します。
- ・学習の遅れ気味な生徒に対して個別の補充学習を行う他、中間・期末試験前に「**チャレンジテスト**」を行いサポートします。

### ○「心の居場所づくり」「絆づくり」の実践

- ・生徒会活動、学級活動等において個々の生徒が頑張ったことを皆で認め励まし合う「**よかったシャワー**」を取り入れることで、生徒一人一人の良さを認め、誰もが安心して学校生活を送ることのできる温かく落ち着いた「心の居場所づくり」や、生徒による「**絆づくり**」を行います。
- ・校舎内の掲示場所に**著名な文章や心情に訴える格言**を工夫して掲示することで、温かい学校の風土づくりに努めます。

- ・生徒一人一人がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する場を設定し、生徒会が中心となって行ういじめ防止に向けた「丸中和心条約」の取組により、生徒自身による安心できる学校づくりを推進します。
- ・生徒会が自主運営するレクリエーション活動「丸盛タイム」を通して、全校生徒の親睦と協調性を高めます。
- ・体育祭、文化祭、合唱コンクールなどの学校行事において、生徒一人一人が活躍できる場を設定し、学級や学年の絆を深めます。
- ・地域活動やボランティア活動を奨励して表彰する「チャレンジ21」の取組を充実させ、自己有用感を育みます。
- ・様々な職種の人から学ぶ「キャリアミーティング」や「職場体験学習」を通して、自分の将来を考えるキャリア教育を推進します。
- ・自己の役割を果たすことによって責任感や連帯感を育てる部活動の充実を図ります。
- ・学校や周りのすべての人々を思いやる心を育む「思いやり清掃」を励行します。
- ・善行生徒や思いやり清掃の取り組みがよかった生徒を「丸中賞」として表彰します。
- ・「ハートフル指導」を推進し、ほめて伸ばす生徒指導を行います。
- ・全校集会では、校長の講話や担当職員による生徒のがんばりをたたえる話を取り入れ、良いところを認め伸ばす指導を行います。
- ・学校行事を振り返り、級友の活躍の様子を見つけて手紙にして贈る「よかったシャワー」活動を行います。

#### ○開かれた学校、家庭・地域との連携

- ・PTAや家庭・地域・学校協議会に対し、いじめ防止に関する学校の取組を公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。
- ・PTA広報誌や学校だより、学年だより、生徒指導だより、ホームページ等でいじめ防止やネットモラルに関する情報を取り上げ、家庭での協力を求めます。
- ・「丸岡中学校生活相談サイト」を活用し、生徒・保護者や地域住民から、いつでも気軽に相談できる環境を整えます。

#### ○情報モラルに関する取組

- ・インターネットや携帯電話、SNS等の正しい利用について考える指導や意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルール作りの働きかけを行います。
- ・学活や技術科の情報分野の授業を通して、人の悪口や嫌がらせを書き込むことは犯罪（侮辱罪、名誉毀損罪）や損害賠償請求の対象であるということを指導します。
- ・坂井警察署と連携した非行防止教室「ひまわり教室」で、ネット利用上のモラルや注意点についての講習会を実施します。
- ・PTAと連携して掲げた「to22宣言」（夜10時以降は通信機器を使用せず、できれば親に預ける）を推進し、保護者に通信機器の管理と使用時間の制限を呼びかけます。また、生徒および保護者による定期的な自己点検を実施し、意識の浸透を図ります。

#### ○いじめ防止対策の取組と評価

学校評価の中に、いじめ防止対策の取組についての評価項目を設定し、その取組を見直します。

### (3) いじめの早期発見

#### ○積極的ないじめの認知

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知するよう努めます。

#### ○日々の観察

- ・担任は「生活日誌」をとおして、個々の生徒の個人的な悩みを探り教育相談にのります。
- ・学校生活全般を通して、教職員が生徒とかかわり過ごす時間を増やし生徒理解に努めるほか、「ハートフル指導」をとおして生徒を細かく観察し、わずかな変化も情報を共有化し早期発見に努めます。

#### ○自己チェックの活用

生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを継続的に実施するとともに、「いじめ発見のチェックポイント」（平成24年9月福井県教育委員会）を活用し、全教職員がいじめの早期発見に努めます。

#### ○いじめ実態調査アンケート

毎月1回、計画的にアンケートを実施し、早期発見の手立てとします。

#### ○保護者に対するいじめ調査の実施

保護者会でいじめに関する聞き取り調査を実施します。また、10月のふれあいタイムの事前アンケートで保護者アンケートを同時に実施します。

#### ○個人面談の実施

- ・「ふれあいタイムアンケート」「学校生活アンケート」を参考にしながら、担任が年4回の教育相談および随時面談を実施します。教職員と生徒の信頼関係を形成し、日頃から気軽に相談できる環境をつくります。すべての生徒に対し平等に時間をかけて相談することにより、安心して相談できるよう配慮します。

#### ○スクールカウンセラー、支援員の活用

スクールカウンセラーや支援員と連携し、教師には話しにくい内容を気軽に相談できる体制をとり、早期発見に努めます。

#### ○家庭や地域との連携

- ・保護者や生徒が校長やPTA会長に直接相談できる「丸岡中学校生活相談サイト」の活用により、いじめの早期発見に努めます。
- ・坂井市教育委員会はじめ、坂井市福祉課・坂井警察署・坂井市青少年愛護センター・県児童相談所等の関係機関と組織的に連携し、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

#### (4) いじめの早期対応

##### ○「いじめ対応サポート班」（初動チーム）による対応

いじめの発見や通報を受けた時は、特定の教職員で対応せず、必ず校長の指示にしたがい、学校が定めた初動チームが組織的に対応します。まず被害生徒の安全を守り、関係者から必要な情報を適切に収集し、迅速に事実関係を確認します。

##### ○被害・加害生徒（傍観者）への対応

いじめを受けた生徒や通報した生徒の心のケアを行い安全を確保します。いじめをした生徒に対しては、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行い、再びいじめに向かわない力を育みます。

##### ○外部専門家と関係機関との連携

必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、及び警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携して早期解決に努めます。

##### ○警察との連携

犯罪行為となる場合や、生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じる場合には坂井市教育委員会へ報告の上、早期に警察へ通報・相談し対応します。

#### (5) いじめによる重大事態への対処

いじめにより「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・被害生徒の安全を確保します。
- ・いじめの内容と発生の経緯について、坂井市教育委員会へ速やかに第一報を上げます。
- ・校長は直ちに「いじめ対策委員会」を招集し、編成した初動チーム（「いじめ対応サポート班」）が、事実関係を適切に調査し、その結果を関係保護者へ提供します。
- ・校長が特に必要と認めた場合には、「いじめ対策委員会」に、PTAや家庭・地域・学校協議会の代表者からなる「外部調査委員」を置き、調査方法や情報収集に協力します。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、及び警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携して早期解決に努めます。
- ・坂井市教育委員会が調査主体になる場合もあります。

## 4 いじめの防止等のための組織

### (1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催して次の活動を行います。

(構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当等

※校長が必要と認めた場合には、「外部調査委員会」を置くことがあります。

(活動)

【常設】※毎週木曜日の1限に開催

- ・いじめ未然防止に関する年間行動計画の実行と検証、修正
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる子ども」を育てるための具体的な活動計画や実践と検証、修正
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」や生徒自身による「絆づくり」のための教育活動の実践と検証、修正・いじめの相談、通報の窓口
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの構築と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料の収集
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・いじめ防止対策に関する取組の点検

【いじめ発生時】

- ・いじめ対応サポート班の編成
- ・いじめ事案の調査方法・指導方針の決定
- ・いじめの内容と発生の経緯について坂井市教育委員会へ速やかな報告  
※事後においては今後の指導方針と対応策についても報告
- ・S C、S S W等、外部専門家や警察など関係機関との連携

### (2) いじめ対応サポート班（初動チーム）

いじめが起きた時（疑わしい場合も含む）校長は「いじめ対策委員会」の決定を受けて、以下の機能を担う「いじめ対応サポート班」（初動チーム）を速やかに編成し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員) 教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、

部活動顧問、養護教諭

- (活動)
- ・いじめられた生徒の安全確保
  - ・当該いじめ事案の調査方法・指導方針の確認と準備
  - ・関係生徒、保護者との個別面談による情報収集
  - ・いじめられた生徒への継続的な支援と、いじめた生徒（傍観者も含む）への継続的な指導
  - ・関係保護者への情報提示